平成２７年（フ）第２９５７号
大阪府茨木市沢良宜西２丁目14番16号　田畑マンションＢ－２
破産者　竹下　佳史
1　決定年月日　平成27年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５０７号
神戸市須磨区横尾６丁目３番地25号棟203号、従前の住所神戸市東灘区御影山手６丁目10番34号　101号
破産者　髙橋　司郎
1　決定年月日　平成27年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５０８号
神戸市須磨区横尾６丁目３番地25号棟203号、従前の住所神戸市東灘区御影山手６丁目10番34号　101号
破産者　髙橋　幾代
1　決定年月日　平成27年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５１８号
神戸市北区緑町３丁目11番７号
破産者　山本　惠三
1　決定年月日　平成27年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３９号
佐賀県唐津市高島42番地２　野崎隆宏方、破産開始時の住所佐賀県唐津市呼子町呼子4087番地１
破産者　福浦　幸子
1　決定年月日　平成27年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２７年（フ）第８２号
青森市大字浜田字豊田２番地１　シティハイムパーク103号
破産者　高田　　刃
1　決定年月日　平成27年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第５８号
岩手県花巻市西宮野目第13地割96番地13
破産者　照井　忠男
1　決定年月日　平成27年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２７年（フ）第１８１号
愛知県一宮市明地字江端207番地
破産者　森部　俊雄
1　決定年月日　平成27年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第５８６号
兵庫県尼崎市稲葉荘１丁目２番11号
破産者　下村千鶴子
1　決定年月日　平成27年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第３８２号
兵庫県西宮市能登町12番28号
破産者　村尾　行洋
1　決定年月日　平成27年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第８８号
奈良市大宮町１丁目10番７号　ファミール奈良大宮504、住民票上の住所奈良市大宮町１丁目１番32号　奈良交通第３ビル３階北側
破産者　**眞**鍋　淳司
1　決定年月日　平成27年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第４８号
愛媛県上浮穴郡久万高原町久万470番地
破産者　貞方　裕司
1　決定年月日　平成27年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１７号
愛媛県宇和島市三間町是能202番地15、住民票上の住所愛媛県宇和島市吉田町奥浦乙718番地
破産者　加藤　定昭
1　決定年月日　平成27年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２７年（フ）第１８１号
千葉県松戸市松戸新田473―73、開始決定時の住所熊本県八代市海士江町2999番地１
破産者　田中　利治
1　決定年月日　平成27年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第４０号
鹿児島県鹿屋市大手町14―22南商ビル１階、住民票上の住所鹿児島県鹿屋市札元１丁目24番11号　県営コート札元台団地１棟103号
破産者　橋口　邦彦
1　決定年月日　平成27年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

免責許可決定

平成２７年（フ）第３８号
徳島県三好郡東みよし町東山字内野74番地、前住所徳島県三好郡東みよし町東山字内野110番地
破産者　大西ユカリ
1　決定年月日　平成27年10月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所美馬支部

平成２７年（フ）第６９号
佐賀県鹿島市大字高津原3714番地４　向井アパート７号
破産者　野中　勝利
1　決定年月日　平成27年10月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第７１号
佐賀県伊万里市山代町楠久259番地20
破産者　山浦　勝紀
1　決定年月日　平成27年10月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第７８号
佐賀県鹿島市大字納富分2845番地
破産者　布川　隆史
1　決定年月日　平成27年10月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第８２号
佐賀県嬉野市嬉野町大字岩屋川内丙155番地１
破産者　峯　由美子
1　決定年月日　平成27年10月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部